

保険募集に関する保険業法令の体系 (イメージ)



業務運営に関する措置(100条の2)
健全かつ適切な運営を確保するための措置の保険会社への義務付け

保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為(300条)
 ・虚偽を告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要事項を告げない行為
 ・重要事項につき虚偽を告げることを勧める行為
 ・重要事実を告げることの妨害、又は告げないことを勧める行為
 ・不利益な事実を告げないで、既契約を消滅させる行為
 ・保険料割引等、特別利益を提供する行為
 ・他の契約内容と比較した事項で誤解のおそれのあるものを告げ、又は表示する行為
 ・将来の契約者配当等、不確実な事項についての断定的判断を提示する等の行為
 ・特定関係者が特別利益を提供する行為
 ・上記の他、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令に定める行為等

保険募集の制限(275条)
保険募集人(276条～282条)
 ・保険募集人の登録
 ・登録の拒否
 ・生命保険募集人に係る制限等

所属保険会社等(283条～285条)
所属保険会社等の賠償責任等

保険仲立人(286条～293条)
 ・保険仲立人の登録
 ・登録の拒否
 ・保証金等

業務(294条～299条)
 ・顧客に対する説明
 ・自己契約の禁止
 ・保険仲立人の氏名等の明示
 ・保険仲立人の開示事項
 ・保険仲立人の誠実義務等

保険募集人等への業務改善命令(306条)
登録の取消し等(307条)
クーリングオフ(309条)

業務運営に関する措置(53条)
 ・重要事項の説明・書面交付体制の義務付け
 ・保険募集人の能力向上措置等

社内規則等(53条の7)
 ・顧客の知識、経験、財産の状況等を踏まえた重要な事項の説明、その他の健全かつ適切な業務運営確保のための社内規則等の策定
 ・それに基づいて業務が運営されるための十分な体制整備の義務付け

個人顧客情報の安全管理措置等(53条の8～10)

保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為(234条)
保険契約者等の保護に欠けるおそれがある以下の行為
 ・生命保険代理店に関する募集制限、威迫・業務上の地位等の濫用行為
 ・保険会社の特定関係者を通じた抱き合わせ販売
 ・契約等に関する重要事項につき誤解のおそれのあること等を告げ、又は表示する行為
 ・保険の種類等について誤解させるおそれのあることを告げる行為
 ・クーリングオフに関する説明を行わない行為
 ・銀行等が弊害防止措置を遵守しないで保険募集を行う行為等

通則(212条～212条の6)
銀行等が保険募集を行うことのできる場合等

保険募集人及び所属保険会社等(212条の7～216条)
登録申請書の記載事項及び添付書類等

保険仲立人(217条～227条)
・登録申請書の記載事項及び添付書類等

業務(227条の2～232条)

II-3 業務の適切性
1 コンプライアンス(法令等遵守)態勢
2 不祥事件等に対する監督上の対応
3 保険募集態勢
1-5 適正な保険募集態勢の確立
 ・生命保険募集人の教育
 ・損害保険代理店等の教育等
2-6 保険契約の締結及び保険募集
 ・保険契約の契約条項のうち重要な事項についての契約の種類・性質に応じた適切な説明
 ・「契約概要」と「注意喚起情報」に分類したうえでの説明
 ・特定保険契約では、「契約概要」と「注意喚起情報」の書面の作成・交付
 ・社会相当性を超える「特別利益の提供」に該当しないかの確認
 ・正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみの表示、長所のみの表示等の比較表示に該当しないかの確認
 ・予想配当表示に関する監督上の留意点等

5 顧客保護等
1 顧客に対する説明責任、適合性原則
1 顧客保護を図るための留意点
2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等
 ・「契約概要」「注意喚起情報」を記載した書面交付のための態勢整備
 ・「契約概要」「注意喚起情報」に加えた、口頭による必要な情報の提供及び説明
 ・「意向確認書面」の作成・交付
 ・「意向確認書面」における必要事項(顧客のニーズに関する情報等)の記載確認等
3 特定保険契約における適合性原則

V 保険仲立人関係
1 登録事務
2 保証金等